

まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

- ◇ 評価結果の通知：2022年9月28日(水)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	海岸災害対策に係る各種調査及び業務
対象国及び類似地域	ニカラグア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ニカラグアは地震、津波災害、風水害、土砂災害、火山災害など自然災害のリスクを抱えており、これら自然災害による人的・経済的損害は持続的な開発に大きな阻害要因となっている。

JICA は 2007 年～2012 年に「中米広域防災能力向上プロジェクト(以下「BOSAI1」という。)」、2015 年～2020 年に「中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ 2 (以下「BOSAI2」という。)」を実施し、国家災害管理・防災機構(以下「SINAPRED」という。)の組織体制の強化やコミュニティ防災に係る市総合防災計画の策定及びガイドラインの作成を支援してきた。また、2016 年～2019 年に実施をした「中米津波警報センター能力強化プロジェクト(以下「CATAC」という。)」では、津波浸水予測精度の向上や津波監視体制の強化を支援した。

これら過去の支援は、プロジェクトの性質上コミュニティ防災及び救急・救助や避難等の災害発災時対応等ソフト対策に重点が置かれていた。今後は、構造物対策・事前防災投資も促進していく必要があり、ニカラグア国の災害リスクの一つである海岸災害に対応するため、同国より「海岸災害に強い地域づくりのための事前防災投資促進プロジェクト」を技術協力プロジェクトとして要請された。

要請された内容ではニカラグア国全土に係る海岸保全基本方針の策定、パイロット地域での海岸災害対策計画及び事前防災投資計画¹の策定、それら計画の全国展開に向けたガイドラインの作成等普及が活動として想定されている。これら活動の実施に向けては現状のニカラグア政府の海岸災害対策の実施体制や事業の実施状況が明らかとなっていないと本詳細計画策定調査においてこれらを確認する必要がある。また本プロジェクトは JICA による過去の支援と関連の高い内容であるため、過去案件（BOSAI2 及び CATAC）の実施状況や課題を抽出する必要がある。

このため本詳細計画策定調査では、ニカラグア国における海岸災害対策の現状や既往災害の情報確認及び関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの内容を提案・協議するとともに、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるコンサルタント及び JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022 年 11 月上旬）
 - ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
 - ② 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。必要な訪問先を抽出し、現地での調査日程（案）の作成に協力する。
 - ③ ニカラグア側関係機関や他ドナー等に対する担当分野に係る質問票（案）（対象機関毎、英文）を作成する。
 - ④ プロジェクトの Project Design Matrix（以下「PDM」という）案、Plan

¹ 事前防災投資：災害リスクに対して、災害発生時の災害被害を減じるために、事前に対策を講じること。

of Operations (以下、「P0」という) 案等を含む討議議事録 (以下「R/D」²という。) 案の担当分野関連部分を検討する。

⑤ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2022年11月中旬～2022年12月上旬)

- ① JICA ニカラグア事務所等との打合せに参加する。
- ② ニカラグア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答を回収・整理するとともに、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。情報収集において、ジェンダーに関する情報は男女別での収集や、ジェンダー配慮を行っている取り組みも収集する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 関連各組織の現状を分析する。
 - (a) 関連各組織の所掌業務に関する文献をアップデートする。
 - (b) 関連各組織の所掌業務についてヒアリングする。
 - (c) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験、能力について情報収集する。
 - (d) 海岸防災における関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。
 - イ) BOSAI2 で策定された市総合防災計画の海岸災害に係る部分の実施状況や課題を確認する。
 - ウ) CATAC での津波高予測能力向上の成果とその活用状況を確認するとともに、技術移転された能力の活用状況及び関係機関の海岸災害ハザード (津波・高潮・高波) 分析能力を確認する。
 - エ) パイロット地域及び全国の過去の災害状況を文献の有無とその内容を確認し、災害 (海岸侵食を含む) の発生状況 (深水域、津波・高潮高さ、侵食度合い) 等を確認する。
 - オ) 既存の海岸災害対策計画及び事業に関する情報を収集する。
 - カ) 海岸災害対策施設の計画・設計ガイドライン等の有無とその内容を確認する。
 - キ) 実際に実施された海岸災害対策事業の計画及び設計と実物、要望から計画・設計・実施までの流れと予算、及び対策効果の現状を確認する。
 - ク) ベースライン・エンドライン調査、災害痕跡調査、測量、深淺測量、設計・施工管理、パイロット事業実施、その他プロジェクト実施上必要と考えられる現地再委託が可能な組織、業務実施単価、技術者

² Record of Discussions

備上単価に関する情報を収集する。

ケ) 海岸防災での衛星情報の活用方法及び DX を検討する。

④ パイロット地域における構造物対策案を提案する。具体的には以下のとおり。

ア) 構造物対策案について、環境社会配慮／海岸保全の業務従事者及び JICA の調査団員とも協議し、事前防災投資の視点から、実施機関の能力に配慮した案を検討する。

イ) 想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制（関連する組織、分野別能力・人数）の案を提案する。

⑤ 調査結果に基づき、担当分野に係る本プロジェクトの実施案（PDM 案、PO 案、実施体制等）を検討する。活動においてジェンダー主流化に資するものがあれば提案する。

⑥ プロジェクトの実施案に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。

ア) ニカラグア側からの意見について、海岸災害対策の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。

⑦ 担当分野に係る R/D 案を含む M/M 案の作成に協力する。

⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ニカラグア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2022 年 12 月上旬～2022 年 12 月中旬）

① 担当分野に係る事業事前評価表（案）作成に協力する。

② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を取りまとめる。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文）

2022 年 12 月 19 日（月）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）及び収集資料一式を参考資料として添付し、電子データにて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」

及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ロサンゼルス⇄サンサルバドル⇄マナグアを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は2022年11月12日～12月5日を予定しています。
本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。
現時点でニカラグア入国時には隔離期間の設定はありませんが、入国時の隔離措置が設定された場合、隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 協力企画（JICA）
 - ウ) 評価分析（JICAが別途契約するコンサルタント）
 - エ) 海岸災害対策（本コンサルタント）
 - オ) 環境社会配慮／海岸保全（JICAが別途契約するコンサルタント）
 - ③ 便宜供与内容
JICA ニカラグア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舎手配：あり
 - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
 - エ) 通訳備上：英語⇄スペイン語の通訳を提供

- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ防災第 2 チームから配布しますので、gegdm@jica. go. jp 宛にご連絡ください。
 - ・要請書（スペイン語）
 - ・事務所収集資料一式（地方防災計画など）
- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・「中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ 2」事業完了報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12365268_01.pdf
 - ・「中米津波警報センター能力強化プロジェクト」プロジェクト事業完了報告書
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12362208.pdf>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況に

については、JICA ニカラグア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上